

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、 ○印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名	あなたとの続柄		
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	(郵便番号 -)	配偶者の有無	有・無	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		令和7年中の所得の見積額	非居住者である親族		住所又は居所	異動月日及び事由 (令和7年中に異動があった場合に記載してください(以下同じです。))																			
		あなたとの続柄	生年月日		生計を一にする事実																						
A 源泉控除対象配偶者(注1)		既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		円	(該当する場合は○印を付けてください。)																						
B 控除対象扶養親族(16歳以上) (平22.1.1以前生)	1	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族																						
	2	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族																						
	3	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族																						
	4	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族																						
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者(注2)</th> <th>扶養親族</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()人</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()人</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()人</td> </tr> </table>		区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	一般の障害者				()人	特別障害者				()人	同居特別障害者				()人	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生		障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。)		異動月日及び事由
区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族																							
一般の障害者				()人																							
特別障害者				()人																							
同居特別障害者				()人																							
(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和7年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和7年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。																											
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者			異動月日及び事由																			
			明・大・昭 平・令		氏名	あなたの続柄	住所又は居所																				

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族 (該当する場合は○印を付けてください。)		令和7年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和7年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。	
		あなたとの続柄	生年月日				非居住者である親族 (該当する項目にチェックを付けてください。)					
16歳未満の扶養親族(平22.1.2以後生)		既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		平・令			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		円			
2		既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		平・令			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		円			
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号		あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		令和7年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由	<input type="checkbox"/> 寡婦又はひとり親 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

◎この申告書の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。

◎この申告書は、あなたから給与を受けている場合を除き、障害者控除、障害者控除1か所以上の控除を受けるために提出するもので、2人も提出する必要はありません。

◎この申告書は、国が公表した「令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を参考に作成してあります。

◎この申告書は、あなたから給与を受けている場合を除き、障害者控除、障害者控除1か所以上の控除を受けるために提出するもので、2人も提出する必要はありません。

◎この申告書は、国が公表した「令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を参考に作成してあります。

[記載の仕方] マイナンバーを記載しない+余白記載ありの場合

氏名、住所、生年月日、世帯主名、続柄、配偶者の有無、を記入してください

フリガナの記載が必要です

ご自身の合計所得金額（見積額）が900万円以下

（給与のみの場合、収入1,095万円以下（所得金額調整控除ありの場合は1,110万円以下）の場合、

“源泉控除対象配偶者”についてここに記入します

昭和31年1月1日以前生まれの控除対象扶養親族について、

a.ご自身又は配偶者の直系尊属で、同居を常況としている場合

→ 同居老親等

b.a.以外 → その他に、✓をつけてください

配偶者が海外に住んでいる日本の非居住者の場合は■に“○”を付し、親族関係書類の添付等をしてください（既提出分を除く）

所得の見積額は収入金額ではなく、差引の所得額です
例：
次の所得のみであれば所得は、**48万円**以下となります

- ・給与 → 収入103万円以下
- ・公的年金 → 158万円以下（年齢65歳未満の場合は収入108万円以下）

次の所得のみであれば所得は、**95万円**以下となります

- ・給与 → 収入150万円以下
- ・公的年金 → 205万円以下（年齢65歳未満の場合は収入1,633,334円以下）

海外に住んでいる日本の非居住者の場合は、該当の項目に✓をつけ、親族関係書類の添付等をしてください（既提出分を除く）

例：子が海外の学校へ留学（3年間）

- ・子のパスポートの写し
- ・戸籍の附票の写し 等

留学に✓をつけた場合、留学ビザ等書類の添付等も必要です

平成22年1月1日以前生まれの年齢16歳以上の扶養親族が対象です

続柄の記入をお忘れなく

平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの控除対象扶養親族は、✓をつけてください

所得の見積額が500万円以下で、事実上の婚姻関係がなく、生計を一にする子がいるひとり親の方は、こちらに✓をつけてください

海外に住んでいる日本の非居住者の場合は■に“○”を付し、該当者に係る障害者控除の適用を受ける場合には、親族関係書類の添付等をしてください（既提出分を除く）

障害者は、本人以外も含まれます
対象となる配偶者は、“同一生計配偶者”です
Aの「源泉控除対象配偶者」とは範囲が異なります
また、16歳未満の扶養親族も忘れないようにしましょう
該当欄に✓を付し、障害の状況、交付を受けている手帳の種類と交付年月日・障害の程度を記入してください

平成22年1月2日以後生まれの年齢16歳未満の扶養親族は、こちらへ記入します
フリガナの記載を忘れないようにしましょう

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書		（フリガナ） ヤマト タロウ		あなたの生年月日 昭和49年 11月 14日		扶養する者について	
大和 太郎		世帯主の氏名		あなたの住所		東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	
令和7年中の所得の見積額		非居住者である親族		生計を一にする事実		所得の見積額	
200,000 円		<input type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>		0 円	
大和 花子		父		同居老親等		200,000 円	
大和 大吉		母		同居老親等		300,000 円	
大和 和子		子		特定扶養親族		0 円	
大和 春		子		特定扶養親族		0 円	
大和 夏		子		特定扶養親族		0 円	

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基・配・所

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の番号	あなたの住所又は居所	
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)		

～記載に当たってのご注意～

- ◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。
 - 上記1以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください。「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を記載する必要はありません。
- ◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額*
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額		円

○控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	48万円	定額減税対象
	900万円超 950万円以下 (B)	48万円	
	950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円	本人定額減税対象
	1,000万円超 1,805万円以下 (D)	48万円	
定	1,805万円超 2,400万円以下	32万円	
	2,400万円超 2,450万円以下	16万円	
	2,450万円超 2,500万円以下		

※「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告)◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

○配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	明・大昭平 年 月 日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者
		生計を一にする事実

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額*
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額		円

判定

<input type="checkbox"/>	48万円以下かつ年齢70歳以上(昭30.1.1以前生)《老人控除対象配偶者に該当》	①	定額減税対象 配偶者特別控除
<input type="checkbox"/>	48万円以下かつ年齢70歳未満	②	
<input type="checkbox"/>	48万円超95万円以下	③	
<input type="checkbox"/>	95万円超133万円以下	④	

区分Ⅱ (上の①～④を記載)

○控除額の計算

区分Ⅰ		区分Ⅱ										
		①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(※印の金額))							
		95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下			
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。(D)に該当する場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、①又は②の場合には配偶者定額減税対象となります。

配偶者控除の額

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円
配偶者定額減税対象	<input type="checkbox"/>

※(A)～(D)であり、かつ、①・②である場合はチェック(非居住者は除く)

◆所得金額調整控除申告書◆

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。)。なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

☆扶養親族等

(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日
	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	明・大昭平・合 年 月 日
	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の合計所得金額(見積額)
		円

※国税庁公表の「記載についてのご注意」等をご参照ください。

★特別障害者に該当する事実※
扶養控除等申告書のとおり

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色専業専従者として給与の支払を受ける人及び白色専業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

◎この申告書の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。

◎この申告書は、国税庁が公表している記載例等をお読みください。

◎この申告書は、国税庁が公表している記載例等をお読みください。

[記載の仕方] マイナンバーを記載しない場合+余白記載ありの場合

この欄は、**給与所得者のほとんどが提出の対象**となります
(本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下の方が対象)

直近の給与明細書等を参考に、**あなたの本年中の収入金額を見積もって「収入金額等」欄に記入**します(所得金額の計算は下表参照)※1

公的年金等はここに含めます(所得金額の計算は下表参照)※2

また、源泉分離課税により納税が完了するものや、確定申告しないことを選択した所得は、ここには含みません※3

年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円超、かつ、本人もしくは扶養親族等が特別障害者、又は扶養親族が23歳未満の場合には、この欄を記入します

氏名、住所(年末時の)を記入してください

直近の給与明細書等を参考に、**配偶者の本年中の収入金額を見積もって「収入金額等」欄に記入**します※1
公的年金は(2)に含めます※2

この欄は、年末調整において**配偶者控除又は配偶者特別控除を受けようとする場合に記入**してください

あなたのその年分の合計所得金額の見積額が1,000万円(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が1,195万円(所得金額調整控除ありの場合は1,210万円))を超える場合又は配偶者の合計所得の見積額が133万円(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円)を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません

控除の対象となる配偶者について記載します
配偶者が**非居住者**である場合
・「非居住者である配偶者」欄⇒
※親族関係書類の添付要(提出済は除く)
・「生計を一にする事実」欄⇒**送金額**
※送金関係書類の添付要

「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ」をもとに「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」を求めます

障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度等を記入します

「扶養控除等申告書」に記載した特別障害者と同一の場合は、「扶養控除等申告書のとおり」に✓を付します

すでに別の方法でマイナンバーを提出しており、提出分に相違なければ、署名等で意思表示(一定の場合には、不要)

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税申告書

あなたの氏名 大和 太郎
あなたの住所 東京都千代田区〇〇一丁目3番△△△2号

あなたの配偶者の氏名 大和 花子
あなたの配偶者の住所 東京都千代田区〇〇一丁目3番△△△2号

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額*
(1) 給与所得	9,000,000 円	7,000,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額(①+②の合計額)		7,000,000 円

あなたの本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の適用を受けることができます。

あなたの配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額*
(1) 給与所得	750,000 円	200,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①+②の合計額)		200,000 円

配偶者控除の額 380,000 円

配偶者特別控除の額

配偶者定額減税対象

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、記載する必要はありません。

あなたの氏名 大和 ナツ
あなたの住所 東京都千代田区〇〇一丁目3番△△△2号

あなたの配偶者の氏名 ヤマト ナツ
あなたの配偶者の住所 東京都千代田区〇〇一丁目3番△△△2号

※1 給与所得の金額

給与の収入金額 (A)	給与所得の金額
1 円以上 550,999 円以下	0 円
551,000 円以上 1,618,999 円以下	A - 550,000 円
1,619,000 円以上 1,619,999 円以下	1,069,000 円
1,620,000 円以上 1,621,999 円以下	1,070,000 円
1,622,000 円以上 1,623,999 円以下	1,072,000 円
1,624,000 円以上 1,627,999 円以下	1,074,000 円
1,628,000 円以上 1,799,999 円以下	A - 4 (千円未満の端数切捨て) × 0.000 円
1,800,000 円以上 3,599,999 円以下	A - 4 (千円未満の端数切捨て) × 0.000 円
3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	A - 4 (千円未満の端数切捨て) × 0.000 円
6,600,000 円以上 8,499,999 円以下	A × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がない場合) A - 1,850,000 円
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がある場合) A - 1,850,000 円 - 所得金額調整控除

所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです
(①、②の両方がある場合はそれらの合計額)
① (給与の収入金額 [上限1,000万円] - 850万円) × 10%
② 給与所得控除後の給与等の金額 [上限10万円] + 公的年金等に係る雑所得の金額 [上限10万円] - 10万円

※2 公的年金等の金額

公的年金等は雑所得として、「給与所得以外の所得の合計額」に含めて計算します。
公的年金等に係る所得は「収入金額から公的年金等控除額を控除した残額」で、公的年金等控除額は次のとおりです。

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
330 万円超 410 万円以下	110 万円	100 万円	90 万円
410 万円超 770 万円以下	(A) × 25% + 27 万 5,000 円	(A) × 25% + 17 万 5,000 円	(A) × 25% + 7 万 5,000 円
770 万円超 1,000 万円以下	(A) × 15% + 68 万 5,000 円	(A) × 15% + 58 万 5,000 円	(A) × 15% + 48 万 5,000 円
1,000 万円超	(A) × 5% + 145 万 5,000 円	(A) × 5% + 135 万 5,000 円	(A) × 5% + 125 万 5,000 円

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
130 万円超 410 万円以下	60 万円	50 万円	40 万円
410 万円超 770 万円以下	(A) × 25% + 27 万 5,000 円	(A) × 25% + 17 万 5,000 円	(A) × 25% + 7 万 5,000 円
770 万円超 1,000 万円以下	(A) × 15% + 68 万 5,000 円	(A) × 15% + 58 万 5,000 円	(A) × 15% + 48 万 5,000 円
1,000 万円超	(A) × 5% + 145 万 5,000 円	(A) × 5% + 135 万 5,000 円	(A) × 5% + 125 万 5,000 円

- ※3 給与所得以外の所得
- 給与所得以外の所得には、次のものがあります
- ① 事業所得
 - ② 雑所得
 - ③ 配当所得
 - ④ 不動産所得
 - ⑤ 退職所得
 - ⑥ ①から⑤以外の所得
譲渡所得・山林所得・一時所得・利子所得等
- 参考：国税庁
「記載例」令和4年分基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
パンフレット「令和4年分 年末調整のしかた」
「《参考》給与所得以外の所得の種類等」

令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書



所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	
	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。		
	給与の支払者の 法人番号		
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所	

保 険 会 社 等 保 険 等 の 類	保 険 等 の 保 険 契 約 者 の 氏 名	保 険 金 等 の 受 取 人 の 氏 名	新・旧 区 分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)		給 与 者 の 認 識
				(a)	(a)	
一般の生命保険料			新・旧	(a)	円	
			新・旧	(a)	円	
			新・旧	(a)	円	
			新・旧	(a)	円	
(a)のうち 新保険料 等の金額の合計額 A				Aの金額を下 の計算式Ⅰ(新保険料等用) に当てはめて計算した金額 ①		(最高40,000円) 円
(a)のうち 旧保険料 等の金額の合計額 B				Bの金額を下 の計算式Ⅱ(旧保険料等用) に当てはめて計算した金額 ②		(最高50,000円) 円
				計 (① + ②) ③		(最高40,000円) 円
				②と③のいずれか大きい金額 ④		円
生命保険料控除			新・旧	(a)	円	
介護医療保険料			新・旧	(a)	円	
			新・旧	(a)	円	
(a)の金額の合計額 C				Cの金額を下 の計算式Ⅰ(新保険料等用) に当てはめて計算した金額 ⑤		(最高40,000円) 円
個人年金保険料		支払開始日	新・旧	(a)	円	
		支払開始日	新・旧	(a)	円	
		支払開始日	新・旧	(a)	円	
(a)のうち 新保険料 等の金額の合計額 D				Dの金額を下 の計算式Ⅰ(新保険料等用) に当てはめて計算した金額 ④		(最高40,000円) 円
(a)のうち 旧保険料 等の金額の合計額 E				Eの金額を下 の計算式Ⅱ(旧保険料等用) に当てはめて計算した金額 ⑤		(最高50,000円) 円
				計 (④ + ⑤) ⑥		(最高40,000円) 円
				⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦		円
計算式Ⅰ(新保険料等用)※		計算式Ⅱ(旧保険料等用)※		生命保険料控除額 計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円) 円		
A、C又はDの金額		B又はEの金額				
20,000円以下		25,000円以下				
20,001円から40,000円まで		25,001円から50,000円まで				
40,001円から80,000円まで		50,001円から100,000円まで				
80,001円以上		100,001円以上		一律に50,000円		

保 険 会 社 等 保 険 等 の 保 険 契 約 者 の 氏 名	保 険 等 の 保 険 契 約 者 の 氏 名	保 険 料 支 払 先 保 険 料 を 負 担 す る こ と に な っ て い る 人 の 氏 名	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) A	給 与 者 の 認 識
地震保険料控除	地震・旧長期		円	
	地震・旧長期		円	
Aのうち地震保険料の金額の合計額			B	円
Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額			C	円
地震保険料控除額			$\left(\begin{array}{l} \text{Bの金額} \\ \text{円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{Cの金額(Cの金額が} \\ \text{10,000円を超える場合は、} \\ \text{C} \times 1/2 + 5,000\text{円)} \text{※} \\ \text{円} \end{array} \right)$	
			(最高50,000円) 円	
社会保険料控除			あなたが本年中に支払った保険料の金額	
合計(控除額)			円	
種類			あなたが本年中に支払った掛金の金額	
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金			円	
確定拠出年金法に規定する 企業型 年金加入者掛金				
確定拠出年金法に規定する 個人型 年金加入者掛金				
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金				
合計(控除額)			円	

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

◎ この申告書は、国税庁が公表した「令和6年分給与所得者の保険料控除申告書」を参考に作成しています。
◎ この申告書の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。

【注意事項】

氏名、住所（年末時の）を記入し、押印してください

原則、今年10・11月頃、保険会社から届いた「**生命保険料控除証明書**」がある人は、ここに記入

③原則、今年10・11月頃、保険会社から届いた「**地震保険料控除証明書**」がある人は、ここに記入

令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の法人番号	大和 太郎
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号

①一般分と個人年金分は、新制度と旧制度いずれかに○をつけ、各区分ごとに計算します
新旧いずれに該当するかは、証明書を見て判断してください
例、
新制度
新生命保険料控除制度
⇒「新」に○
旧制度
旧生命保険料控除制度
⇒「旧」に○

②ここに記入すべきかどうかは、証明書を見て判断してください
例、介護医療証明額
新制度（介護医療）
介護医療用

保険会社等	保険等の名称	保険期間	契約者の氏名	受取人の氏名	新・旧の区分	給与の支払者の認定
AAA生命	養老	10年	大和 太郎	大和 花子	新・旧	30,000
BBB生命	医療	5年	同上	同上	新・旧	70,000
CCC生命	介護	10年	大和 太郎	大和 太郎	新・旧	60,000
DDD生命	個人年金	20年	大和 太郎	大和太郎	新・旧	100,000
EEE生命	個人年金	30年	同上	同上	新・旧	50,000

保険会社等	保険等の名称	保険期間	契約者の氏名	給与の支払者の認定
XXX損保	地震	5年	大和 太郎	30,000
YYY火災	積立傷害	20年	大和 太郎	18,000

④自分が今年1月～12月までに負担した
・国民年金掛金
・国民年金基金掛金
・国民健康保険料
などがあれば記入（会社徴収分を除きます）
親族分も負担していれば記入してください

令和2年から令和4年の間に2年前納を行い「各年に申告する方法」を選択された方は、令和4年申告分を記入してください

⑤自分が直接掛金を支払っている金額（証明書記載金額）を記入します
毎月の掛金額のみ記載がある場合には、月数分を乗じて計算します
「前納減額金」に金額の記載がある場合には、その分を掛金から控除します
毎月の給与から差し引かれる会社徴収分は記入不要です

計算法I (新保険料等専用) ※	計算法II (旧保険料等専用) ※	生命保険料控除額計 (④+⑤+⑥)
A, C又はDの金額	B又はEの金額	117,500
20,000円以下	25,000円以下	
20,001円から40,000円まで	25,001円から50,000円まで	
40,001円から80,000円まで	50,001円から100,000円まで	
80,001円以上	100,001円以上	

社会保険の種類	名称	支払った保険料の金額
国民年金	日本年金機構 大和 栄太 子	192,950
国民健康保険	千代田区 大和 大吉 父	51,400
合計 (控除額)		244,350

支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金
心身障害者扶養共済制度の掛金